

# COP29の主な成果

主任研究員 栗名 奈美

## COP29が閉幕

11月11日からアゼルバイジャンのバクーにてCOP29（国連気候変動枠組条約第29回締約国会合）が開催され、開催期間は2日延長され同24日に閉幕した。今回のCOP29は、気候変動に関して野心的な合意を生むようなモメンタムが乏しい中で始まった。例えば、11月の米国大統領選挙ではパリ協定からの離脱を掲げるトランプ大統領が当選し、11月19日のG20サミットでは気候資金に関する具体的な合意は首脳宣言に含まれずに終了した。そういうモメンタムを引き継いだためか、今回のCOP29は気候資金などにおいて交渉が難航し、得られた成果としてCOP28ほどの前進はなかったという評価が多数だった。以下、COP29の注目テーマの主な成果について概説する。

## 注目テーマに関する主な成果

①気候資金（注<sup>1</sup>：現在の気候資金の目標（2020年から2025年までに年間1000億ドル）の後継となる、2025年以降の先進国から途上国への資金支援の目標「新規合同数値目標：NCQG」について議論がなされた。途上国側はNDC（注<sup>2</sup>）を推進するために必要な資金支援目標額として「年間1兆ドル超」の設定を要請したが交渉は難航し、「2035年までに少なくとも年間3000億ドル」という目標で合意した。インドや途上国からは金額面の小ささに加え時間軸の面からも不満が噴出した。

②パリ協定6条に関する議論：パリ協定6条2項（注<sup>3</sup>、4項（注<sup>4</sup>）について実施のための細則がおよそ10年越しに合意された。6条2項では温室効果ガスの削減・除去量をクレジット化して移転するにあたって必要な承認や報告の様式が決定された。また、6条4項では具体的な方法論の策定に向けてさらに検討を進めることを国連の監督機関に指示するとともに、6条4項クレジットの承認手続や登録簿の整備等に向けた合意が成立した。引き続き方法論の具体化や運用の明確化といったステップが想定されるものの、パリ協定6条クレジット取引の本格稼働が見えてきたとも言えよう。

③緩和（注<sup>5</sup>：COP28で合意された第1回グローバルストックテイク（GST）（注<sup>6</sup>）では、決定事項（例：化石燃料からの脱却）の実現方法を協議する「UAE対話」を立ち上げることが合意されていた。COP29では、このUAE対話のスコープを巡って各国の意見が分かれ合意が成立しなかった。

## COP30に向けて

COP29ではパリ協定6条に関する議論について10年越しに合意された一方で、気候資金の交渉は難航し途上国にとっては不満の残る結果となり、先進国が進めたかった緩和についてはほぼ前進のない交渉結果だったと指摘されている。COP28では成果文書に初めて「化石燃料からの脱却」が記載されたこともあり、COP29では欧州などがこの論点を深堀りしたいと考えていた模様だが、産油国を中心とした途上国と先進国の思惑の差は大きく、主だった前進はなかった。こういった点も含め、COP29は気候変動について現状からもう一歩踏み込んだ合意形成をすることの難しさが表れた会議であったと言えよう。次回COP30はブラジル（ベレン）で開催されることが決まっており、森林破壊防止の重要性や持続可能燃料の重要性が訴えられる見込みである。また、今回先送りとなつた論点（緩和における「UAE対話」の交渉など）が前進できるかどうかも注目だ。

（注1）温暖化対策で先進国から途上国向けに支援する資金

（注2）Nationally Determined Contribution（国が決定する貢献）のこと。

（注3）協力的アプローチと称される。JCM（Joint Crediting Mechanism：二国間クレジット制度）の根拠規定

（注4）国連管理メカニズムと称され、国連の監督機関がクレジットの発行・管理を行う。いわゆる国連主導クレジットに関する規定

（注5）気候変動対策は大きく、温室効果ガスの排出を減らす「緩和」と、気候変動による被害を回避・軽減させる「適応」に分類できる

（注6）5年に一度実施されるパリ協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況の評価。COP28で第1回目が実施された。

## ▽COP29の注目テーマと成果

テーマ	成果
資金	<ul style="list-style-type: none"><li>今回のCOPは開催前から「資金COP」と称され、気候資金に関する合意ができるかが注目された。「新規合同数値目標：NCQG」は交渉が難航したものの、「2035年までに少なくとも3000億ドル」の途上国支援目標を決定（多国間開発銀行による支援、途上国による支援を含む）。また、上記とは別に、全ての公的及び民間の資金源からの途上国向けの気候行動に対する資金を2035年までに年間1.3兆ドル以上に拡大する努力目標も設定された。</li></ul>
パリ協定6条関連	<ul style="list-style-type: none"><li>COP28から持ち越しとなっていた、6条2項（協力的アプローチ）と6条4項（国連メカニズム）等について、実施のための細則が合意された。ただし、本格稼働には手続の更なる明確化や方法論の具体化が必要とみられる。</li></ul>
緩和	<ul style="list-style-type: none"><li>GSTの成果の実施に関するUAE対話の実施方針については合意が成立せず。</li><li>一部の国（英国、ブラジル、UAE）はCOP29開催に合わせて、2035年に向けたNDCや削減目標を提出した。</li></ul>
適応	<ul style="list-style-type: none"><li>COP28で採択された適応に関する世界全体の目標の進捗を測定するための指標をCOP30で確定すべく議論を実施。</li></ul>

（出所）各種報道から丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

**桑名 奈美** (Nami Kuwana)

KUWANA-N@marubeni.com

主任研究員

研究分野：LCA、環境・エネルギー政策、鉄鋼、化学

日系金融機関を経て2017年より鉄鋼系シンクタンクにて鉄鋼業の環境・エネルギー政策・技術動向調査などを実施。2023年から丸紅経済研究所。サステナビリティや素材産業の産業政策分析などを担当。LCA学会削減貢献量研究会委員、削減実績量研究会委員。東京大学法学部卒業。

---

## 株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- ・ 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・ 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。